

## 学校感染症と出席停止について

次の表にある感染症にかかった場合、学校保健安全法第19条の規定により出席停止となります。医師より感染拡大防止のために登校を控えるよう診断を受けた場合、下欄の「登校許可証」を医師に記入していただき、登校初日に担任へご提出ください。

## 学校感染症と出席停止期間の目安(期間内でも医師の許可があれば可)

分類	病名	出席停止の期間
第一種	「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」の第一類感染症および二類感染症(結核を除く)	治癒するまで
第二種 飛沫感染する感染症で児童生徒の罹患が多く、学校において流行を広げる可能性の高いもの	インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日(幼児は3日)を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹(はしか)	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風しん	紅斑性の発疹が消失するまで
	水痘(みずぼうそう)	すべての発疹がかさぶたになるまで
	咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状が消失した後2日を経過するまで
	結核	病状により感染のおそれがないと認められるまで
髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医等において感染のおそれがないと認めるまで	
第三種 学校教育活動を通じ、学校において流行を広げる可能性があるもの	コレラ、細菌性赤痢、腸チフス、腸管出血性大腸菌感染症、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎	医師の許可があるまで
	その他の感染症	条件によっては出席停止の措置が必要と考えられる感染症
	アタマジラミ、伝染性軟属腫(水いぼ)、伝染性膿痂疹(とびひ)等	通常、出席停止の措置は必要ないと考えられる感染症

キ リ ト リ

県立横浜旭陵高等学校長 殿

## 登 校 許 可 証

期 組 氏名 \_\_\_\_\_

1. 診 断 名 : \_\_\_\_\_

2. 出席停止期間 : 平成\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日 ~ \_\_\_\_月\_\_\_\_日

上記の生徒は登校しても差し支えないので、登校を許可します。

平成 年 月 日

医療機関名  
所在地

医 師 名

印